

## ひらめき箱(意見・要望等)対応状況

番号	8	開封日	令和2年7月1日
ご 意 見			
<p>市長 様</p> <p>「陸の孤島宣言」でしたり、「おもてなし爆発」でしたり言葉の使い方が、ご都合主義のような感じがします。</p> <p>現状で「おもてなし爆発」は実態とあっているのでしょうか。</p>			
回 答			
<p>日頃より、本市市政に関し御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。</p> <p>いただきました御意見につきまして、企画課秘書係から回答させていただきます。なお、本来であれば7月中に回答すべきところではございましたが、災害対応のため回答が大変遅くなってしまったこととお詫び申し上げます。</p> <p>昨年末より、全世界で猛威をふるっております新型コロナウイルス感染症は、市民の皆様の生活や経済活動など、各方面に多大な影響を及ぼしています。</p> <p>去る4月16日に、新型コロナウイルス特措法に基づく緊急事態宣言が全国に拡大されたことを受け、本市におきましても、市民の皆様に「密閉」「密集」「密接」のいわゆる3密の回避を徹底していただくとともに、不要不急の外出を避ける、人との接触を出来る限り減らすなどの対策をお願いしてまいりました。</p> <p>また、5月の大型連休を前に、本市への感染拡大を食い止めるため、「陸の孤島に戻る」覚悟で感染拡大防止に取り組むとの決意を表明し、市民の皆様には、より一層の感染防止対策の徹底をお願いするとともに、市外の方々には大変申し訳ないと考えつつも、断腸の思いで本市への御移動を控えていただくよう改めてお願い申し上げたところでございます。</p> <p>その後、5月14日に熊本県への緊急事態宣言が解除され、また21日に県内の休業要請が全面的に解除されたことを受け、本市においても21日午前0時をもって「陸の孤島へ戻る宣言」を解除いたしました。その上で、感染症が拡大することのないよう、予防対策をさらに徹底したうえで、地域経済の回復に向けた取組を進めるとともに、世の中に漂う一種の閉塞感をなんとか打破したいとの強い思いを込め、5月29日に「おもてなし爆発宣言」を市内外に向けて発信いたしました。</p> <p>このような経緯で、市民の皆様、市外の皆様へ市としての思いをお届けしたいという強い思いから、「陸の孤島へ戻る宣言」及び「おもてなし爆発宣言」という言葉を使用させていただきました。</p>			

今年は新型コロナウイルス感染症及び7月の豪雨災害により、本市の市民生活と経済活動に深刻な影響を及ぼしております。厳しい状況ではございますが、一日も早い復旧・復興を目指し、強力に取り組を進めてまいりますので、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

この度は、貴重な御意見をいただきありがとうございました。

## ひらめき箱(意見・要望等)対応状況

番号	9	開封日	令和2年7月1日
ご意見			
人吉市の図書館の充実(書籍ではなく環境)希望 MOZOCAステーションに併設してはどうか? えびの市図書館をぜひ視察してほしい ゆったりとして 市民の皆が集っています			
回答			
<p>日頃から、人吉市図書館を御利用いただきましてありがとうございます。 また、今回は、貴重な御意見をいただき重ねてお礼申し上げます。</p> <p>図書館からお答えさせていただきます。</p> <p>現在新庁舎建設後のカルチャーパレスの施設利用計画において、図書館の運用形態等も含め、検討を重ねているところでございます。</p> <p>図書館の移転には多大な費用を要しますことから、現在の財政状況の中では大変厳しいものがあるかと存じますが、今回いただきました御提案(MOZOCAステーション併設、えびの市図書館視察)につきましては、貴重な御意見として参考にさせていただきたいと存じます。</p> <p>なお、この回答を準備しております間に、令和2年7月豪雨災害により、状況が一変してしまいましたが、環境の充実に努めていくことは、大切なことと存じております。</p> <p>今後におきましても、人吉市図書館に対しまして、引き続きの御利用と温かい御支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p>			

## ひらめき箱(意見・要望等)対応状況

番号	10	開封日	令和2年7月1日
ご意見			
<p>市長 様へ 年金で滞納の税金を払いなさいと納税課から言われる。 市職員さんは、私達の税金で給料をもらっているのではないのでしょうか？ ちょっとひどすぎます。 この文章も取り上げて下さい。</p> <p>もみくしゃにだけはしないで下さい。</p>			
回答			
<p>税金の徴収につきまして、納税課からお答えいたします。</p> <p>このたびは、職員の説明が足りず不愉快な思いを抱かせたことに対し、先ずもってお詫び申し上げます。</p> <p>市税の徴収につきまして御説明申し上げます。まず、納期限を過ぎた税金に対しましては、20日以内に督促状を送付することとなっております。督促後も納付がない場合には、差押など滞納処分をしなければならぬと地方税法で定められているところです。</p> <p>納税は国民の義務であり、税負担の公平性の観点や健全な行財政運営のための自主財源の確保が重要となることから、納税課では催告書や電話、訪問などにより納税のお願いをしているところでございます。</p> <p>今回、御意見をいただいております年金受給者で収入が年金のみの方に関しましては、年金支給月の納税計画が立てやすいと考え、年金支給月での納税をお願いしているものでございます。</p> <p>しかしながら、諸事情により納税が困難な場合は納税相談を受けておりますので、納税課へ御相談ください。</p> <p>今後とも、市民の皆様には税金の適正な徴収に関し、御理解と御協力をお願い申し上げます。</p>			